

2021年7月

IFRS®基準

公開草案 ED/2021/8

IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報 IFRS第17号の修正案

コメント期限：2021年9月27日

公開草案

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 —比較情報

IFRS 第 17 号の修正案

コメント期限：2021 年 9 月 27 日

Exposure Draft ED/2021/8 *Initial Application of IFRS 17 and IFRS 9— Comparative Information* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by 27 September 2021 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-914113-28-4

Copyright © 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing publications@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始 —比較情報

IFRS 第 17 号の修正案

コメント期限：2021 年 9 月 27 日

公開草案 ED/2021/8「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2021 年 9 月 27 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-914113-28-4

コピーライト © 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	6
〔案〕 IFRS 第 17 号「保険契約」の修正	8
審議会による 2021 年 7 月公表の公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の 適用開始—比較情報」の承認	10
公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」に関する 結論の根拠	11

はじめに

当審議会が本公開草案を公表している理由

多くの保険会社が、IFRS 第 17 号「保険契約」と IFRS 第 9 号「金融商品」を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に最初に適用することになる。この 2 つの基準書は、企業が新しい要求事項への移行を行うのに役立てるための異なる救済措置を設けている。最近、国際会計基準審議会（当審議会）に、一部の企業について、こうした相違が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報の有用性に重大な影響を与えると見込まれるという情報が寄せられた。

本公開草案は、こうした企業が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示する比較情報の有用性を改善できるようにするための IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正を提案している。

本公開草案の提案

本公開草案は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業について、IFRS 第 17 号の付録 C における経過措置の狭い範囲の修正を提案している。この修正案は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示する比較情報を IFRS 第 9 号について修正再表示していない金融資産に関するものである。修正案を適用すると、企業はそのような金融資産に関する比較情報を、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように表示することが認められる。本公開草案は、IFRS 第 9 号の経過措置については変更を提案していない。

提案の影響を受けるのは誰か

修正案は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業に影響を与える可能性があるが、修正案の適用は任意となる。

今後のステップ

当審議会は、本公開草案に対して受け取るコメントを検討し、修正案を進めるべきかどうかを決定する。当審議会は、これによる修正を 2021 年末までに完成させることを計画している。

コメント募集

はじめに

当審議会は、本公開草案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して、募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案における翻訳が困難な文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを求めている。

コメント提出者への質問

本公開草案における修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

期限

当審議会は、2021 年 9 月 27 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

[案] IFRS 第 17 号「保険契約」の修正

C2A 項及び C28A 項から C28E 項及び C28A 項の前の見出しを追加する。読みやすくするため、これらの各項には下線を付していない。

付録 C

発効日及び経過措置

この付録は、*IFRS 第 17 号「保険契約」*の不可欠の一部である。

発効日

...

C2A [日付]公表の[公開草案]「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」により、C28A 項から C28E 項が追加された。C28A 項から C28E 項を適用することを選択する企業は、IFRS 第 17 号を最初に適用する際にそれらを適用しなければならない。

経過措置

...

比較情報

...

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業

C28A IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業は、金融資産に関する比較情報を表示する目的上、当該金融資産についての比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない場合には、C28B 項から C28E 項の分類上書きを適用することが認められる。金融資産についての比較情報が修正再表示されないのは、企業が過去の期間を修正再表示しないことを選択している場合 (IFRS 第 9 号の 7.2.15 項参照)、又は企業が過去の期間を修正再表示することを選択しているが当該金融資産についてその過去の期間中に認識の中止が行われた場合 (IFRS 第 9 号の 7.2.1 項参照) のいずれかである。企業が分類上書きを適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

C28B 金融資産に分類上書きを適用する企業は、当該金融資産が IFRS 第 9 号の適用開始時にどのように分類されると企業が予想するのかを決定するために、移行日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない (例えば、IFRS 第 9 号への移行に備えるために行った予備的な評価を使用して)。

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報

- C28C** 企業は、C28B 項を適用して決定した予想される分類を使用して、IFRS 第 9 号の分類及び測定の実施事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示しなければならない。しかし、分類上書きを適用するにあたり、企業は IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の実施事項を適用することを要求されない。金融資産の従前の帳簿価額と分類上書きの適用により生じた移行日現在の帳簿価額との差額は、移行日において期首の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。
- C28D** C28C 項にかかわらず、IFRS 第 9 号の適用開始日において、企業は、金融資産に分類上書きを適用したかどうかに関係なく、IFRS 第 9 号の経過措置を金融資産に適用することを要求される。
- C28E** 企業は C28B 項から C28C 項を次のものに適用してはならない。
- (a) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連しない活動に関して保有されている金融資産
 - (b) IFRS 第 17 号への移行日前の報告期間についての比較情報（C2 項及び C25 項参照）

審議会による 2021 年 7 月公表の公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」の承認

公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」は、国際会計基準審議会（審議会）の 12 名のメンバーのうち 10 名により公表が承認された。バーコウ氏及びペラン氏は、審議会への就任が最近であるため棄権した。

アンドレアス・バーコウ 議長

スザンヌ・ロイド 副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

ザック・ガスト

陸 建橋

ブルース・マッケンジー

ベルトラン・ペラン

トーマス・スコット

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー

公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（当審議会）の考慮事項を要約している。個々の審議会メンバーにより、いくつかの要因に置くウェイトは異なっていた。

背景

- BC1 IFRS 第 9 号「金融商品」は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度について発効した。しかし、IFRS 第 4 号「保険契約」は、活動が保険に支配的に関連している企業（保険企業）に対し一時的な免除を与えており、2023 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度について IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認めるが、要求はしていない¹。当審議会がこの一時的な免除を設けたのは、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号「保険契約」の両者の発効日の間に純損益に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチ及び見掛け上のボラティリティが理由である。
- BC2 企業は 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 17 号を適用することを要求される。多くの保険企業は、IFRS 第 9 号の一時的な免除を利用しており、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に初めて適用する。
- BC3 しかし、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号は経過措置が異なっている。IFRS 第 17 号は、適用開始日の直前期について IFRS 第 17 号を適用して比較情報を表示することを企業に要求している²。当審議会は、保険契約に関する修正再表示した比較情報を少なくとも 1 つの報告期間について提供することが必要であると結論を下した。従前の会計処理の要求事項が多様であること及び IFRS 第 17 号で導入された変更の範囲がその理由である。IFRS 第 17 号と対照的に、IFRS 第 9 号は比較情報の修正再表示を認めているが、要求はしていない。それでも、IFRS 第 9 号は、適用開始日前に認識の中止が行われた項目についての比較情報の修正再表示を認めていない。

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報

- BC4 多くの保険企業は、IFRS 第 9 号を適用して金融資産について修正再表示した比較情報を表示することを計画している。IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に提供される比較情報の有用性を改善することとなるからである。しかし、IFRS 第 9 号は適用開始日前に認識の中止が行われた金融資産には適用されない（IFRS 第 9 号の 7.2.1 項参照）ので、比較情報は IFRS 第 9 号を適用して分類した金融資産と IFRS 第 39 号を適

¹ IFRS 第 4 号の第 20A 項参照

² IFRS 第 17 号の C2 項(b)は、IFRS 第 17 号への移行日は適用開始日の直前の事業年度の期首であると述べている。しかし、企業が IFRS 第 17 号の C25 項を適用するにあたり、それより古い期間について修正再表示した比較情報を自発的に表示する場合は、移行日は表示した最も古い修正再表示した比較対象期間の期首となる。

用して分類した金融資産との混合物を含むことになる。経過措置の相違はまた、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報において保険契約負債と金融資産との間の会計上のミスマッチを生じさせる可能性もある。

- BC5 最近、当審議会の一部の企業から、BC4 項に記述した一過性の問題が、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に当該企業が表示する比較情報の有用性に与えると見込まれる重大な影響に関する情報を受け取った。
- BC6 一部の企業は、IFRS 第 9 号についての比較情報を修正再表示することを選択する企業にとっての運用上の課題も強調した。そうした課題が生じることとなるのは、IFRS 第 9 号の適用を反映するために比較情報を修正再表示することを選択する企業は、IFRS 第 9 号が適用される金融資産を比較対象期間の末日まで（すなわち、比較対象期間中に認識の中止が行われた金融資産の母集団を企業が識別するまで）分からないこととなるからである。

IFRS 第 17 号の修正案

- BC7 当審議会の考えでは、BC4 項から BC6 項に記述した問題は、本公開草案で提案している IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正を通じて解決できる。そうした修正は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時の金融資産に関しての比較情報を表示する目的上、企業が分類上書きを適用することを認めることとなる。
- BC8 提案している分類上書きの目的は、BC4 項から BC6 項に記述した一過性の問題を実利的かつ的を絞った方法で解決しつつ、他の点では IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の経過措置を変更しないことである。当審議会の考えでは、このアプローチは意図しない結果や IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の導入への混乱のリスクを低減させるであろう。
- BC9 当審議会は、IFRS 第 17 号を発効日に非常に近い時点で修正することは、IFRS 第 17 号の導入のための安定的な基礎を提供するという意図と不整合に見える可能性があることを認識した。しかし、当審議会の考えでは、新たな経過的な救済措置をこの時点で導入することは正当化される。企業が経過措置の相違の重大な影響（特に、会計上のミスマッチの潜在的な大きさ）に気付いたのが、導入の進んだ段階であったからである。さらに、当審議会は、この修正案は導入を混乱させずに適時な方法で最終確定することができる結論を下した。提案している分類上書きが次のようであるからである。
- (a) 任意の救済措置であり、したがって、企業に変化を強制するものではない。
 - (b) 適用開始時の比較情報の表示のみに関するものであり、したがって、適用開始日後の IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用には影響を与えない。

提案している分類上書き

- BC10 提案している分類上書きを適用すると、企業は、金融資産についての比較情報を IFRS 第 9 号の分類及び測定の実適用事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように表

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報

示することが認められることとなる。この提案を開発するにあたり、当審議会は、BC4 項から BC6 項に記述した問題を導入プロセスを混乱させずに解決するために、分類上書きの範囲及び条件をどのようなものとすべきかを検討した。当審議会は、この目的を達成するためには、提案している分類上書きは次のようなものとなると定めるべきであると決定した。

- (a) 比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない金融資産にのみ利用可能とする (BC11 項参照)。
- (b) 企業がこれらの金融資産の分類を、合理的で裏付け可能な情報を使用して、IFRS 第 9 号の適用開始時の予想される分類と一致させることを認める (BC12 項から BC16 項参照)。
- (c) 金融商品ごとに選択可能とする (BC17 項から BC18 項参照)。
- (d) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連しない金融資産には適用しない (BC19 項参照)。
- (e) IFRS 第 17 号への移行日前の期間についての比較情報には適用しない (BC20 項から BC21 項参照)。

比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない金融資産

BC11 当審議会は、提案している分類上書きは、金融資産に関する比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない場合に当該比較情報を表示する目的でのみ利用可能となることに留意した。当審議会は、(修正再表示が事後的判断を使用せずに可能である場合に) 企業は比較情報を IFRS 第 9 号について修正再表示することを認められるが、要求はされないことに留意した。企業が比較情報を修正再表示することを選択する場合、IFRS 第 9 号は、比較対象期間中に認識の中止が行われた金融資産について比較情報の修正再表示を認めていない。したがって、当審議会は、分類上書きは次の両方に利用可能とすることを提案している。

- (a) IFRS 第 9 号を適用して比較情報を修正再表示する企業。そうした企業については、分類上書きは、比較対象期間に認識の中止が行われた金融資産のみに利用可能である。IFRS 第 9 号がそれらの資産に適用されないからである。
- (b) IFRS 第 9 号を適用して比較情報を修正再表示しない企業。そうした企業については、分類上書きは、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約と関連のない活動に関して保有されている金融資産以外のすべての金融資産について利用可能となる (BC19 項参照)。

IFRS 第 9 号の予想される分類

BC12 提案している分類上書きを比較情報を表示する目的で適用すると、企業は金融資産の分類を IFRS 第 9 号の適用開始時の当該金融資産の予想される分類と一致させることになる (当該資産は IFRS 第 9 号の適用開始日に引き続き認識されるという仮定に基づい

て。ただし、この仮定は分類上書きを適用するためには満たされる必要はない（BC11 項参照）。当審議会は、当該評価を行うための基礎を検討した。当審議会は、企業が移行日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、金融資産の予想される分類を決定することを提案している（例えば、IFRS 第 9 号への移行の準備のために行った事業モデル及びキャッシュ・フロー特性の予備的な評価を使用して）。しかし、提案している分類上書きの適用は、金融資産の分類を決定するために企業が IFRS 第 9 号が要求している評価を完了することを要求してはいない。BC25 項から BC28 項は、企業が分類上書きをどのように適用する可能性があるかと当審議会が予想しているのかを、実務的な観点から議論している。

BC13 当審議会は、提案している分類上書きを適用すると、企業は比較対象期間における金融資産の分類を、当該金融資産が IFRS 第 9 号の適用開始時にどのように分類されるのかの合理的な予想に基づいて行うこととなることに留意した。したがって、合理的で裏付け可能な情報の裏付けがある場合、企業は次のような分類をすることができる。

(a) 負債性金融商品を次のいずれかで事後測定するものとして分類する。

- (i) 償却原価
- (ii) 純損益を通じて公正価値
- (iii) その他の包括利益を通じて公正価値

(b) 資本性金融商品を次のいずれかで事後測定するものとして分類する。

- (i) 純損益を通じて公正価値
- (ii) 公正価値で、公正価値変動はその他の包括利益に表示

BC14 当審議会は、提案している分類上書きを適用する企業の測定への影響を検討した。例えば、分類上書きを使用して、企業が過去に償却原価で測定した金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして表示する場合には、当該金融資産の公正価値は移行日（情報が IFRS 第 17 号を適用して修正再表示されている最も古い比較対象期間の期首）現在で測定されることになる。当審議会は、分類上書きの適用から生じる金融資産の帳簿価額の差額を、同日において期首の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識することを提案している。移行日から適用開始日までの比較対象期間についての財政状態計算書及び包括利益の計算書における金額は、当該金融資産が IFRS 第 9 号を適用してその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類されていたかのように表示されることになる。

BC15 当審議会は、提案している分類上書きを適用する目的上、企業は IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における減損の要求事項を適用することを要求されないことを提案している。当審議会は、企業は比較情報の有用性を改善することを望んでいるために分類上書きを適用するが、一部の企業は IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用するための準備がまだできていない可能性があると考えた。当審議会の考えでは、これらの企業が分類上書き

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報

を適用することを禁止すべきではない。たとえ企業が IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用しない場合であっても、比較情報はやはり改善されるからである。

- BC16 当審議会は、分類上書きを適用する目的上、金融資産のキャッシュ・フロー特性を評価することを企業に要求すべきかどうかを検討した。IFRS 第 9 号は、金融資産のキャッシュ・フロー特性を当初認識日現在で存在している事実及び状況に基づいて評価することを要求している。したがって、企業は金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるかどうかを、IFRS 第 9 号の適用開始日の前に決定することができる。当審議会は、予想される分類が合理的で裏付け可能な情報に基づいている限り、比較情報を予想される分類に基づいて表示することを提案することで十分であろうと判断した。予想される分類が合理的で裏付け可能な情報に基づくためには、企業は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するための IFRS 第 9 号の要求事項を満たすかどうかを検討することが必要となる。

金融商品ごとに選択可能

- BC17 当審議会は、分類上書きは金融商品ごとに選択可能とすることを提案している。当審議会は、分類上書きを適用することを選択する企業に、比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていないすべての金融資産に適用するよう要求すると提案すべきかどうかを検討した。しかし、当審議会は、一部の企業については、分類上書きが解決しようとしている問題は、企業が保有している金融資産のすべてに関連性があるわけではないと考えた。金融商品ごととすることで、特定の金融資産について、修正案を適用することの便益がコストを上回るかを企業が評価できるようになる。コストと便益の評価は、特定の金融資産について異なる可能性がある。例えば、IFRS 第 9 号を適用して金融資産の予想される分類を評価することの困難や、IAS 第 39 号を適用した金融資産の分類から生じる会計上のミスマッチの程度の相違がその原因となる。しかし、当審議会は、分類上書きを金融商品ごとに適用する選択肢は、企業が分類上書きをより高いレベルの集約で（例えば、IFRS 第 9 号を適用する際に事業モデルが評価されるレベルを考慮することによって）適用することを妨げるものではないことに留意した。
- BC18 当審議会は、企業が都合のよい結果を達成するために修正案を選択的に適用する可能性があるというリスクを検討した。提案している分類上書きが任意適用であり、金融商品ごとに利用可能であるためである。しかし、当審議会はこのリスクは軽減されると結論を下した。提案している分類上書きを適用する企業は、会計上のミスマッチを減らすこと及び IFRS 第 9 号の適用方法との整合性を高めることを望むからである。

IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連しない金融資産には適用しない

- BC19 当審議会は、分類上書きを IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連しない金融資産には適用しないことを提案している。例えば、バンキング活動に関して保有されている金融資産は、提案している分類上書きの要件に適格とはならない。当審議会は、企業はこの考え方に慣れているであろうと考えた。IFRS 第 17 号の C29 項(a)でも要求されて

いるからである。

IFRS 第 17 号への移行日の前の比較対象期間には適用しない

BC20 修正案の目的は、企業が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する場合に表示される比較情報の有用性を改善することである。したがって、提案している分類上書きは、情報が IFRS 第 17 号を適用して修正再表示されている比較対象期間についてのみ利用可能となる。多くの企業について、提案している分類上書きは表示する 1 つの比較対象期間に適用されることになる。しかし、企業が IFRS 第 17 号の適用開始時に複数の比較対象期間を修正再表示することを選択する場合には、分類上書きはより古い期間にも適用されることになる。提案している分類上書きは、IFRS 第 17 号への移行日の前の報告期間に関する比較情報には利用可能とならない。

BC21 IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、企業が新しい会計方針を過去の期間に適用する際に、事後的判断の使用を認めていない。当審議会の考えでは、企業は、提案している分類上書きを事後的判断を使用せずに適用するためには、関連する情報の収集を IFRS 第 17 号への移行日から開始することが必要となる。

提案している分類上書きの便益

BC22 当審議会の考えでは、提案している分類上書きは、財務諸表利用者にとっての情報の喪失を生じさせないであろう。当審議会は、提案している分類上書きは比較情報の有用性を高めるであろうと予想している。提案している分類上書きが適用される金融資産についての比較情報は、IFRS 第 9 号と整合的となるからである。したがって、提案している分類上書きは、期間ごとの比較可能性を高める可能性がある。

BC23 本公開草案は、IFRS 第 9 号の経過措置の変更を提案していない。提案している分類上書きを金融資産に適用することは、比較情報を表示する目的だけのためにそれらの金融資産に IFRS 第 9 号を適用することを企業に要求することを避けることになる。すなわち、移行日において企業は、IFRS 第 9 号が適用される際の金融資産の予想される分類を、合理的で裏付け可能な情報を使用して評価することを要求されることになる（BC12 項参照）が、IFRS 第 9 号における経過措置には変更がない。IFRS 第 9 号は適用開始時に遡及適用されるが、多くの評価は適用開始日現在で行うことが要求されている。さらに、企業は分類上書きが適用された金融資産に IFRS 第 9 号のセクション 5.5 の減損の要求事項を適用することを要求されないことになる。当審議会は、適用開始日前に IFRS 第 9 号を金融資産に適用することを企業に要求しようとはしていない。IFRS 第 9 号の適用開始が近づいている企業にとって大きな負担となるからである。

BC24 当審議会は、提案している分類上書きを適用する企業に、分類上書きを適用した金融資産と他の金融資産とを区別することを要求すべきかどうかを検討した。当審議会は、分類上書きを適用する企業に、そうした金融資産を区分して識別することを要求すべきではないと結論を下した。BC25 項から BC28 項で論拠を示している。

BC25 当審議会は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号を適用する準備段

階において、一部の企業が過去の報告期間全体を通じて IFRS 第 9 号について IAS 第 39 号との「並行ラン」を行うという情報を受けた。実務上の観点からは、この「並行ラン」は IFRS 第 9 号の遡及適用及び修正再表示した比較情報の作成を容易にすることになる（修正再表示することを選択する企業にとって）。

- BC26 当審議会は、IFRS 第 9 号は事後的判断を使用せずに可能である場合には企業が比較情報を修正再表示することを認めているが、金融資産の分類を決定するいくつかの関連する評価が当該基準書の適用開始日において存在する事実及び状況に基づくことを依然として要求していることに着目した³。特に、事業モデルの評価及び金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する選択は、この日現在で行うことが要求されている。これは、それらの企業が並行ランにおいて、基本的には金融資産の分類を、当該資産が IFRS 第 9 号の適用開始日において引き続き認識されていると仮定して、当該金融資産が IFRS 第 9 号の適用時にどのように分類されると企業が予想しているのかに基づいて行うことを意味している。言い換えると、企業はそれらの金融資産が IFRS 第 9 号の適用時にどのように分類されると予想しているのかを「事前分析」することになる。当審議会は、このアプローチを採用する企業は、その事前分析を使用して、提案している分類上書きを適用するために必要な評価を行うことができると予想している。
- BC27 しかし、当審議会は、分類上書きは IFRS 第 9 号の経過措置を修正しないことに留意した。したがって、企業が IFRS 第 9 号を適用する際には、適用開始日において引き続き認識される金融資産に IFRS 第 9 号の要求事項を適用することが依然として要求されることになる。これは、例えば、適用開始日において、その日において引き続き認識される金融資産の分類（事前分析）が正しいかどうかを評価することが必要になることを意味している。予想された分類（事前分析）が適切ではなくなっている場合には、企業は並行ランの間に作成した情報をそれに従って更新することが必要となる。
- BC28 当審議会は、どの資産に分類上書きを適用したのかを開示することを企業に要求すべきかどうかを検討した。しかし、当審議会は、分類上書きを使用した旨を開示することを企業に要求することで十分であろうと決定した。どの金融資産に分類上書きを適用したのかを開示することを企業に要求すると、比較対象期間中に個々の金融資産を追跡することを企業に要求することになり、そのコストは便益を上回る可能性が高いであろう。

³ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価（これは金融資産の当初認識時の事実及び状況に基づく）を除く。